

第 29 回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 22 年 2 月 2 日(火)11:00 ~
議事堂 201 委員会室

- 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）の見直しについて
- 2 その他

添付資料

資料 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて 自民みらい検討（案）をもとにした第 28 回検討会座長まとめ

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例
(平成 13 年三重県条例第 47 号)の見直しについて

自民みらい検討(案)をもとにした第 28 回検討会座長まとめ

< 第 2 条第 1 号関係 >

1. 県行政における総合的な計画として、現在策定されている計画の中では県民しあわせプラン及び第二次戦略計画が該当する。

この条例を改正する場合、施行の際現に策定されている計画のうちで、議決対象に該当するものを明示することとなる。改正後の条例第 2 条第 1 号の計画に該当するものとして、県民しあわせプラン及び第二次戦略計画を位置付ける。

仮に、この条例の改正後、第三次戦略計画が策定された場合、その計画は議決対象となる。

2. 単年度の計画などを除いて、3 ~ 5 年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。

県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

1. 県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための政策、施策、その他を総合的かつ体系的に示した計画

< 第 2 条第 2 号関係 >

総合的な計画について審議することにより、県行政における基本的な施策の大部分が網羅されているといえる。

1. その上で、さらに、「県行政において特に重要な計画」と認められるものを、この第 2 号に基づいて議決することとするのが適当と考える。
ここで「県行政において特に重要な計画」とは、例えば県民に大きな影響を与えるものなど、計画の内容にかんがみて決定される。
2. 第 1 号の規定と同様に、単年度の計画などを除いて、3～5 年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。
3. 現行どおり、法令等に定められているものは除くこととする。
4. 計画が議決されるべきものであるかは、第一義的に計画案を提出する知事によって判断される。
5. この条例を改正する場合、施行の際現に策定されている計画のうちで、議決対象に該当するものを明示することとなる。改正後の条例第 2 条第 2 号の計画に該当するものとして、三重県教育振興ビジョン、三重県科学技術振興ビジョン、三重県青少年健全育成ビジョン、三重県新エネルギービジョン及び「美し国おこし・三重」三重県基本計画を位置付ける。

総合的な計画以外の計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。ただし、法令又は他の条例に定めのあるものを除く。

1. 県行政における基本的な政策に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的に示した計画であって、県行政において特に重要な計画であると認められるもの

なお、上記の見直しの趣旨を踏まえ、改正後の条文は改めて検討。